

クリアスウィフト エンドユーザ使用許諾契約書 (2018 年年 11 月版)

クリアスウィフトをお選び頂き、心よりお礼申し上げます。

下記の規約および条件、特に第 5 条を注意深くお読み頂きますよう、よろしくお願い致します。当エンドユーザ使用許諾契約書 (EULA: End User License Agreement) には、ご利用者又は各自所属の会社/組織によるクリアスウィフト・ソフトウェアのご利用を規制する規約を定めることを目的とし、クリアスウィフトとご利用者の間の法的拘束力を有する合意内容を記載しております。本書にて、「ご利用者」とは、ご利用者ご自身、又はご利用者が会社又は組織を代表してご利用になる場合は当社発行のライセンス証明書に法的ライセンシーとして指名されている会社又は組織を示します。「当社」又は「クリアスウィフト」とは、イギリス連合王国 RG7 4SA シーアル、アーリントン・ビジネスパーク、ウォーターサイド 1310 番地に事業所を有するクリアスウィフト・リミテッド (Clearswift Limited, 1310 Waterside, Arlington Business Park, Theale, RG7 4SA, UK) を示します。

「合意する」をクリックする、且つ又はクリアスウィフト・ソフトウェアをインストール又はコピー、若しくは使用することにより、ご利用者が (1) ご利用者の会社/組織を法的に拘束する権限を有する者であることを表明するとともに、(2) 本契約の規約を受け入れ、(3) 当社個人情報保護方針 (www.clearswift.com/privacy-policy) に準じ、ソフトウェアのインストールおよび使用中に特定の情報(以下参照)の通信が行われることに同意するものとします。これらの条件に同意頂けない場合は、「キャンセル」ボタンを押してインストール過程を中断した後、ご購入元まで、又は当社から直接ライセンスをご購入頂いた場合は当社までソフトウェアライセンスを返却頂きますよう、よろしくお願い致します。本契約に関するご質問については、如何なるものも legal@clearswift.com までお問い合わせください。

第 1 条 (クリアスウィフト・ソフトウェアご利用にあたってのご利用者の権利および義務)

1.1. ライセンス: ソフトウェアの実行可能コピーは、それ自体が販売対象物ではなく、ライセンスの取得に基づいてその使用が認められるものです。当社からご利用者に対して、本契約の規約に基づきソフトウェアおよびそれに付随する文書をインストールするおよび使用するための限定的で、取消可能、非独占的、譲渡不可およびサブライセンス不可の個人向け権利を、ソフトウェアの使用に関連する全手数料を継続的にお支払い頂くことを条件として供与するものです。ご利用者に対しライセンス許諾されたソフトウェアおよび文書の更新やアップグレードおよびその他の拡張はすべて本契約により規制されることとなります。ソフトウェアのコピーをバックアップ用として一部、アーカイブ用に一部作成することが認められています。

1.2. 制限条件: 当社は、本契約の下にご利用者に特段に供与されていない一切の権利を留保するものとします。さらに、ソフトウェアには第三者又はオープンソースのコンポーネント(構成部分)が含まれている場合もあり、これらコンポーネントは第三者からのライセンス供与又はオープンソースライセンスにより利用が許諾され、それぞれの規約・条件により規制されるものであるため、ご利用者の方々は、当該の規約・条件も注意深くお読み頂きますよう、よろしくお願い致します。次の事項は、使用許諾契約上認められておりませんのでご注意ください。

- (i) ソフトウェアのレント、リース、貸与、サブライセンス、ベンチマーク又は(法により認められる場合を除く) 移譲

- (ii) 本契約又は法律により認められる範囲外の、ソフトウェア又は付随文書の全部または一部に基づいて派生する二次的著作物の出版、複製、変更、適応、組み合わせ、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、分解、又は作成、その他如何なるソフトウェアとの統合又は組み合わせや人間による認知が可能な状態、若しくはソースコードを引き出すことを目的とした如何なる試み
- (iii) 当社と書面による別段の合意がない限り、管理対象サービスやホスト型サービスの一環として、ISP、クラウドサービス又はその他商業的实施手段としてのソフトウェアの利用
- (iv) ご利用者に発行されるライセンス証明書に記載される内容を超えるユーザ数による（又はソフトウェアに適用されるその他該当するライセンス定量法による範囲外での）ソフトウェアの使用
- (v) 不法・不当又は不道德な目的におけるソフトウェアの使用（全準拠法に準ずる方法でのみソフトウェアを使用するものとします。）
- (vi) アップグレードが発行され、それをダウンロード且つインストールした場合にソフトウェアの複数バージョンを使用すること。

1.3. 認定利用可能数： 常時必要とされるユーザ数（又は、ここにおいて参照により本契約に引用される当社の「ライセンス供与指針」<<https://www.clearswift.com/terms-and-conditions>>に全て定義されるその他定量法によりソフトウェアに適用される定量値）に十分対応できる数のライセンスを継続的に購入する責任はご利用者が負うものとします。必要とされるライセンスの数が確かでない場合は、まず当社までお問い合わせください。・・・ご利用者が各自のITシステムを構成する際に採用するスキーム又は配備を、必要ライセンス数を削減するべく人工的又は人為的な手法を以て設計することは、必要ライセンス数を当初ご記入頂く際に当社にて各ご利用者に求める信用および誠実さの侵害となり、よって本契約の違反と見なされます。当社の要求事項として、当義務に対するご利用者の遵守状態に関する詳細を含む適切な記録を維持して頂くこと、そして当社の書面による事前通知をもって通常の営業時間にご利用者の事務所内にて行われる当社（又は、かかる記録に関する守秘義務を尊重することに同意する当社任命の代理人）による監査を認めることに同意頂くこととなります。監査の際は、当社より、当該監査の通知を少なくとも30日前に送達させていただきます。かかる監査の費用については、ご利用者によるソフトウェアの使用が、ご利用者に許諾されているライセンスご利用範囲を10%以上超過していると思なされた場合を除き、当社で負担致します。但し、許諾ご利用数を10%以上超過していると思なされた場合は、かかる監査の合理的と思なされる費用をご利用者にお支払い頂くことに同意するものとします。また、許諾されているライセンスご利用範囲を越えて利用されていることが判明した場合は如何なるものも、それに対する要求事項として、濫用が発生した当初に遡りライセンス総数を正規のものとするために必要なライセンス且つ又はメンテナンス/技術サポートをご購入頂くとともに、一年につきLIBOR（ライボー、London Interbank Offered Rate）+5%での金利をお支払い頂くこととなります。

1.4. 当社に対する情報の共有： 当社では、ご利用者のプライバシーを大切に取扱いしております。当社ソフトウェアには、インターネットを通じて遠隔から当社に対する情報の通信を認める機能も含まれております。当該機能は、(i) アップデートや拡張又は修正があるかどうかを確認し、ある場合はかかるアップデートなどをご利用者（該当する場合）にお届けするとともに、(ii) 当社技術サポートチームがご利用者に対する支援サービスの提供を目的として必要な情報を収集できるようにするために備えられているものです。当該機能の中にはご利用者が自ら管理者ユーザインターフェースでオフできるようになっているものもありますが、かかる機能のいずれかをオフされると、当社の技術支援サービスを効率的

且つ最善の方法で提供する能力が損なわれる結果になります。当社では、かかる情報共有の一環として個人データを収集することはございません。また、受け取る情報は如何なるものも全て機密情報として取り扱わせて頂くことになっております。当社提供の管理対象サービス又はホスト型サービス環境を通じてソフトウェアを利用することにより、ご利用者のデータ（個人データを含む）が、当社又はサービス提供を目的として当社と契約している第三者のいずれかが所有・管理するサーバー且つ又は環境に保持され得ることに同意するものとします。当社では、ご利用者のデータが機密情報に属する大切なものであることを認識し、当社の個人情報保護方針に準じて運用されるサーバー且つ又は環境に保持される当該データを全て厳秘扱いとさせていただきますのでご安心下さい。

- 1.5. 環境およびハードウェアのメンテナンス:** 当社との管理対象サービス又はホスティング契約の規約の下に当社ソフトウェアをご利用されている方を除き、当社ソフトウェアを稼働する設備、オペレーティング・システム、データベース、第三者ソフトウェアおよびネットワークを含む環境の選択、購入、インストール、メンテナンスおよび運用、ならびに当社が適宜指定し得る当社ソフトウェアの稼働要件に対する設備の互換性の確認に関する責任はご利用者が負うものとします。また、ソフトウェアを購入する前に自己で評価・テストを行い、ソフトウェアがご利用者の要件を満たし、ご利用者のニーズを満たす品質であることを確認する責任もご利用者が負うものとします。当社又は再販業者など如何なる第三者がご利用者に提示する表明は、当社ソフトウェア又はその購入と見なされるべきものではありません。このため、当社ソフトウェアを選択する際に、かかる表明に基づいて決定を下さないようにしてください。当社ではハードウェアを一切製造しておりません。当社がご利用者にハードウェアを提供する場合は如何なるものについても、そのハードウェアを製造する第三者による該当保証又は担保をご利用者に譲渡致します。当社が提供するハードウェアのいずれかに異常が発生しても、それは当社支援サービスの対象には含まれておりませんので、製造業者に直接お問い合わせ頂き、その保証又は担保に基づいて対応してもらるか、若しくは（保障期限が切れている場合）適切なサービス契約を製造業者から又はかかる支援を提供する別の第三者から購入する必要があります。当社では、電気・電子機器廃棄物については「電気・電子機器廃棄物リサイクル指令」（2012/19/EU）に、そして当社がご利用者に提供する如何なるハードウェアに関しては「RoHS（ローズ）指令」（2002/95/EC）に則る当社の義務を遵守致します。

第2条（支援サービス）

- 2.1. 当社では、サービス内容および支援に関する「エンドユーザ使用許諾契約書」（EULA：<https://www.clearswift.com/terms-and-conditions> を参照）に準じて技術支援サービスをご利用者に提供しております。
- 2.2. ソフトウェアのサブスクリプションライセンス（期間限定ライセンス）が有効な期間中、若しくはパーペチュアルライセンス（永久ライセンス）をお持ちのご利用者の場合は技術サポート料金をお支払い頂いた期間中、技術サポートをご利用頂けるようになっております。当社では、ソフトウェアの特定のバージョンに対する技術サポートを提供しております。いずれかのバージョンに対する技術サポートを中断する際は、「サポート終了（EOL）」通知を当社ウェブサイトに掲載させていただきます。当社では、法的な理由又はその他正当な理由により不可能な場合を除き少なくとも12ヶ月前に「サポート終了」の通知を掲載させて頂く所存です。ご利用者の技術サポート契約がまだ有効期間中であるとしても、特定のバージョンが通知に記載の「サポート終了」日に達した時点で、当該ソフトウェアバージョンに対するサポートの提供が中断されますのでご注意ください。・・・ご利用者には新規バージョンにアップグレードして頂かなければならず、アップグレードの完了をもって、当社の技術サポートが当該新規バージョンにのみ適用されることとなります。

第3条 (ライセンスの有効期間)

- 3.1. 有効期間:** ソフトウェアのパワーペチュアルライセンスをご購入頂いた場合は、そのライセンスを入手した日付からソフトウェアの使用を停止するまで、又は下記の如くライセンスが終了するまで有効となります。ソフトウェアのサブスクリプションライセンスをご購入頂いた場合、又は、(パワーペチュアルライセンスの場合には) メンテナンス/支援サービスを別途ご購入頂いた場合、当該のライセンス且つ又はメンテナンス/サポートは、ご利用者に対して発行されるライセンス証明書に記載の開始日から同終了日まで有効とされ、その後、少なくとも 60 日前までにご利用者の書面による別段の意思表示がない限り自動的に 12 ヶ月間更新されます。ご利用者よりかかる意思表示の通知がない場合、又は当社又はご購入先に対してご連絡を頂いていない場合は、当社から直接又は再販業者を通じてご利用者にお送りしたお見積り書に概説される通商条件に応じて上記の如く自動的に更新されることとなります。ご利用者の最新の連絡先情報をご提供頂いていれば、約 90 日前に更新日のご連絡をお届けできるはずですが。
- 3.2. 違反:** ご利用者および当社はいずれも、他方の当事者が本契約のいずれかの規定につき重大な違反があったと確信できる場合において、当該違反と救済措置の必要性を具体的に述べる通知が書面にてなされた後 30 日以内に違反当事者がその違反を治癒しなかったときは、違反を被っている当事者は、本契約を解除することができます。また、当社は、当該の状況が発生した場合、又はお支払い頂いていないライセンス料又はメンテナンスサポート料がある場合には、ご利用者に対するメンテナンスおよび支援サービスを一時停止する権利を留保します。
- 3.3. 支払不能:** ご利用者および当社はいずれも、いずれかの法域において他方の当事者が（再建又は合併による支払能力の継承を目指すことなく）強制又は任意破産に陥った場合、又は債務超過に陥った場合、債権者との和議を開始又は締結した場合、事業又は資産若しくは上記事象に類似するものの全て又は一部について受託人または管財人が任命された場合など、当社に対する負債を支払不能と見なされたときには、本契約を直ちに且つ事前通知なく解除することができます。
- 3.4. 契約終了後の取扱い:** 本契約の期間満了または解除による終了をもって、いかなる理由があるにせよご利用者のソフトウェア使用ライセンスが直ちに終了するものとし、ご利用者はソフトウェアおよび文書の使用を直ちに中止するとともに如何なるソフトウェアおよび文書のコピーをご利用のシステムから削除して当社まで書面にてその旨を確認する連絡を行うものとし、本契約が終了したとしても、それが、現時点においてご利用者および当社のいずれかが既に有する権利且つ又は債務に影響を及ぼすことはありません。但し、ご利用者の違反により又は上記に定める事象のいずれかにより本契約が解除された場合を除くものとし、その場合、ご利用者は、前払いした料金の払い戻しを受けることができません。

第4条 (保証と補償責任)

- 4.1. 保証:** 当社では、ソフトウェアについては如何なるものもその性質が故に保証致しかねる内容もございます。つまり、ソフトウェアにはエラーがない、その運用が中断されたりすることがない、ご利用者の要件を確実に満たす、又はご利用者のニーズを満たせる品質を有する、といったことを一切保証致しかねます。しかるべく、ご利用者のデータの適切なバックアップおよび回復手順が設置されているかどうかを確認する責任はご利用者が負うものとし、準拠法によりご利用者に提供される一切の保証に加え、適切にライセンスで許諾されているソフトウェアが当該ソフトウェアに同封されている付属文書（リードミー・ファイルなど）どおりに実質的に動作すること、そしてかかる文書がソフトウェアの運用に関する全重要事項を正確に記述していることを当社では保証致します。この保証は、購入日から 30

日間有効となります。保証期間中にソフトウェアの運用又は付属文書に深刻な欠陥又は誤り（ご利用者に起因するもの、又は当社による合理的な規制・管理の枠外で発生する事象に起因するものを除く）が生じた場合は、直ちに当社まで報告してください。当社がその 30 日以内にご利用者に合理的にご満足いただける水準まで当該の欠陥を是正できない場合、ご利用者の方は、最後の手段として、当該のソフトウェアと文書を当社まで返品頂く（当社から直接ご購入頂いた場合）か、ご購入元のサプライヤに返金をご請求頂くことができます。

- 4.2. 当社がご利用者に提供するソフトウェアは、ご利用者がコンフィギュレーションを設定できるように設計されております。つまり、ご利用者が、機能や性能、更には各自入力するデータコマンドや講じるアクションをコントロールできるという意味です。しかるべく、ソフトウェアが如何なる特定の機能又は性能基準を満たす、又は如何なる特定のコンテンツを識別、追跡、ブロック、サニタイズ（無害化）、リダクト（非公開化）を行う、若しくは如何なる特定のウェブサイト又は電子メールをブロックするといったこと当社では保証致しかねます。また、当社では、ブロック又はリダクトされているコンテンツやウェブサイト又は電子メールを「迷惑通信」として正確に識別できるといったことも保証致しかねます。
- 4.3. 上記の保証は、当社がご利用者に提供する唯一の保証であり、その他すべての保証・担保は、明示または黙示を問わず、準拠法により認められる最大限の範囲において保証の対象から除外するものとします。現地法により特定の保証又は担保が命じられている場合、上記限定的保証期間のみ有効とし、現地法により認められる範囲に限り保証又は担保を提供するものとします。現地法により上記限定的保証期間以上の期間が要求されている場合は、現地法により要求される限定的保証期間が適用されるものとします。但し、ご利用者は、本契約に定められる救済措置のみを講じることができるようになっております。ご利用者に提供される如何なるテスト用又は評価用のソフトウェアは、如何なる保証・担保又は補償を伴わず「現状有姿のまま」提供されるものであるため、ご利用者は、各自単独の責任で、当社指定の有効期間内のみに該ソフトウェアをご利用頂きますよう、よろしくお願い致します。
- 4.4. **所有権および補償責任:** ソフトウェアに関する一切の権利、権原および利権はクリアスウィフトの独占的財産であり、また、ソフトウェアに含まれる第三者ソフトウェアコンポーネント（構成部分）の場合、それに関する一切の権利、権原および利権は当社にライセンスを供与するライセンサー（複数可）の独占的財産です。当社は、後述される第 5 条に定める責任の制限条項に従い、本契約に則るご利用者によるソフトウェアの使用が第三者所有の有効な英国知的財産権のいずれかを侵害するという訴えの下に、第三者によりご利用者に対してなされる申し立て又は訴訟（以下、「訴訟」）の如何なるものを当社の費用を以て且つ独断の判断にて弁護又は和解することに同意するものとします。但し、次のことを条件とします。
- 4.4.1. 訴訟が発生した場合又はその恐れが発生した場合、ご利用者は、直ちに当社まで電子メール (legal@clearswift.com) により書面にてその旨を通知すること。
- 4.4.2. ご利用者は、相手方の如何なる主張を認めないこと。ご利用者側で、相手方の主張を認めてしまうと、かかる訴訟における当社側の弁護又は和解活動に不利な影響を与えることとなります。
- 4.4.3. ご利用者は、訴訟における弁護活動のために合理的と見なされるあらゆる援助と情報を依頼に応じて提供すること。
- 4.4.4. 当社が、訴訟における弁護行為、および和解又は和与の交渉に関する単独の権限を有するものとする。
- 4.4.5. ご利用者は、(当社の依頼に応じて) 訴訟で未解決の懸案問題となっているソフトウェアの使用を直ちに停止するものとします。

- 4.4.5.1. ご利用者に対して訴訟の提起がなされた場合、又は当社の合理的な見解に基づきご利用者に対する訴訟提起の可能性があると思われる場合、当社では、ご利用者のために独自の裁量により且つ当社の費用を以て本契約の規約に準じてソフトウェア（又はその如何なる部分）を引き続きご利用頂ける権利を調達する、又はソフトウェアを修正して侵害しないようにする、或いは侵害しないソフトウェアに置換する、若しくはご利用者に対する書面による通知をもって本契約を直ちに解除するとともに、契約終了日までに至るご利用者のソフトウェア使用に相当する合理的な金額をお支払い済のライセンス料から差し引いた額を、ソフトウェアおよびご利用者が作成された全コピーの返品をもってご利用者に払い戻す、などの処置を講じる所存です。
- 4.4.5.2. 前項 4.4 に定める補償責任は、当社以外の者によるソフトウェアの修正変更、又は当社の許可無くご利用者により若しくは他の者によりなされたソフトウェアの修正変更、および本契約の規定に則る使用以外のソフトウェア又は付属文書の使用（当社により指定又は提供されるもの以外の如何なるハードウェア、ソフトウェア、製品、データ、サービス又はその他資材とソフトウェアを使用又は組み合わせることを含む）に起因する如何なる訴訟には適用しないものとします。

第 5 条（有限責任）

- 5.1. **標準責任:** 次の各号に該当するものを除き、どのように発生したかを問わず如何なる損失・損傷、費用又は経費について、本契約に基づく当社のご利用者に対する責任は、ご利用者が既にお支払いになったライセンス料（パーペチュアルライセンス又はサブスクリプションライセンスをご購入の場合、ご利用者が支払った直前 12 か月分の料金）の額に留まるものとします。
- 5.2. **間接損害:** 準拠法により認められる最大限の範囲において、当社は、利益又は収益の逸失、予想貯蓄の逸失、支出又は管理時間の浪費、データの損失・消去又は破損、データ回復費用又は代替ソフトウェアの購入、機会の損失、暖簾の喪失損、事業中断、サービスの墮落、サービス対応不可およびその他如何なる性質の特別損害、結果的損害又は間接的損害について、本契約を結んだ時点において当社が合理的に予知し得たものであったか否かにかかわらず、又はかかる損害をご利用者又は当社のいずれかが企図していたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。
- 5.3. **制定法上の権利:** 本契約に定める如何なる規定は、ご利用者の制定法上の権利を否定するものではなく、また当社の過失、故意又は故意的行動、不正行為又は詐欺的な不実表示による死亡又は人身被害又は他のあらゆる損害に対する当社の責任、又は除外が認められない他のあらゆる責任を否定するものでもありません。但し、本契約においてご利用者の当社に対する損害賠償請求は除外されていますが、それが現地法により認められている場合、ご利用者が回収できる額はソフトウェアのライセンスの代金としてお支払い頂いた金額に留まり、また、現地法によって認められていない場合は当社保険契約の下に正当に請求することができる額に留まります。
- 5.4. **申立てを行うための法定期間:** 前項 5.1 に定められる如何なる申立てをする場合、ご利用者は、訴訟原因が発生した日付より 12 か月以内にその申立てを提示しなければなりません。かかる申立ての提示を怠った場合、当社ではご利用者に対する責を負いかねますのでご了承ください。集団訴訟、代理人を通じての通常訴訟又はそれに類似するもの、および陪審裁判は一切、法律により認められる最大限の範囲において除外されます。

第 6 条（輸出に関する要件および米国政府契約）

- 6.1. 米国政府契約:** 当社のソフトウェアは、米連邦規則集 48 編 12.212 条に用いられる「商業用コンピュータ・ソフトウェア」および「商業用コンピュータ・ソフトウェア文書」から成り立つ米連邦規則集 48 編 2.101 条に定義されるところの「商業用物品」に該当します。米連邦規則集第 12.212 条および米連邦規則集 48 編 227.7202-1 条から 227.7202-4 条に準じ、米国政府のエンドユーザが当社のソフトウェアおよび関連文書を取得する場合、民間顧客に適用される本契約規定の権利のみが伴います。かかるソフトウェアおよび関連文書の使用は商業用と見なされ、その使用により本契約に定められる権利および制限を受け入れたことと見なされます。
- 6.2. 輸出に関する法規制:** 当社のソフトウェアは、英国や欧州連合、アメリカ合衆国その他各国の様々な輸出入に関する法律による規制の対象となっております。よって、ご利用者の方々にも、ソフトウェアの輸出入および再輸出を規制する法律ならびにエンドユーザおよびエンドユースに係る制約、輸出先現地における制約、更には当該の国や政府機関により発行される通商停止に準拠して頂かなければなりません。これは、アップグレードの提供にも該当する事項です。ご利用者が、当社による暗号化機能を含むソフトウェアのライセンスを供与する場合にはその輸出入に対して更なる制約および要件が適用される場合もあり、その場合輸出入過程の一環としてご利用者から当社に特定の情報や文書をご提出頂くことが要求され、ご利用者は、かかる情報や文書を速やかに提供することに同意するものとします。これを怠った場合、当社では、ご利用者に対してソフトウェアやアップグレード又はライセンスキーを公開致しかねる、且つ又はご利用者のライセンスを更新致しかねます。

第 7 条 (一般規定)

- 7.1. 譲渡:** 本契約はご利用者個人に向けて発行されたものであり、ご利用者が、当社の書面による事前承諾なく本契約の下にご利用者に供与された諸権利を譲渡、移譲、制限、更改、若しくは放棄することは認められていません。当社では、本契約又はそれに則る如何なる権利又は義務を当社の裁量により譲渡、移譲、再委託、制約、更改、若しくは放棄する権利を留保します。
- 7.2. 完全な合意:** 本契約および本契約にて引用される他のあらゆる文書は、本件主題に関するご利用者と当社間の合意のすべてを含み、従前のエンドユーザ使用許諾契約書およびその他取り決めと合意事項のすべてに取って代わるものとします。当社によるソフトウェアの更新又はアップグレード公開に際して、本契約および該文書に利用規約・条件の改訂が伴ったり、新規のエンドユーザ使用許諾契約書が伴ったりする場合もあり、ご利用は、それについて、またそれが当該の更新又はアップグレードに適用されることについて同意するものとします。これ以外に、本契約に対してなされる他のあらゆる補正、免責又は変形は、各当事者により又は各当事者の代理人により署名された書面にて本契約の補正が明示的に定められている場合を除き、いずれの当事者を法的に拘束するものではないとします。国際物品売買契約に関する国連条約 (UN Convention on Contracts for the International Sale of Goods) は、本契約に適用しないものとします。
- 7.3. 権利の放棄:** 本契約又は法律により与えられる権利又は救済措置の行使を怠った、又はその行使が遅れたとしても、このことは、当該の権利を放棄した、又はその他の権利や救済措置を放棄したとはみなされません。また、本契約又は法律に定める権利や救済措置を単一的又は部分的に行使したことによって、その更なる行使、又はその他の権利や救済措置の行使を妨げるものではありません。
- 7.4. 無効規定:** 本契約の如何なる規定が、不法あるいは無効又は執行不能である、若しくは不法あるいは無効又は執行不能になると判断された場合、ご利用者と当社が共通して意図するところは、当該の規定を、合理的と見なされる方法且つ必要な範囲で、その趣旨を損なうことなく又は当社の裁量により施行可能となるように補正することにあり、かかる規

定が執行不能と判断される場合、それはエンドユーザ使用許諾契約書の一部として含まれないものとします。いずれの場合においても、かかる規定は、本契約の他のあらゆる規定の合法性、有効性又は執行可能性に影響を与えるものでなく、よって本契約のその他すべての規定はなお有効に存続するものとします。

- 7.5. 翻訳:** 本契約を英語以外の言語に翻訳する場合、当該文書の英語版と翻訳版で相違や矛盾が発生する場合は英語版が優先するものとします。翻訳はあくまでも利便性のためのみに提供されているに過ぎません。
- 7.6. プライバシー:** 当社がご利用者に対する契約上の義務を履行する上でご利用者から収集又は受け取る個人データはすべて上記される当社の個人情報保護方針に従って処理されることとなります。当社では、GDPR (EU 一般データ保護規則) ならびに当社が運用するあらゆる法域において該当するあらゆるデータ保護条令に準拠しております。当社支援サービスの過程において、電子メール又は添付文書、その他厳秘扱いのデータ且つ又は個人データを含む情報を当社に送信頂き、かかる送信内容を当社の社員が拝読してご利用者に支援サービスを提供させて頂くこともあると思いますが、その際、当社では情報の守秘義務を守り、当社の個人情報保護方針に従って個人データを取り扱わせて頂くことになっております。
- 7.7. 不可抗力:** いずれの当事者も、その合理的管理の範囲を超えた異常に激しい天候、戦争(宣戦布告の有無にかかわらず)、火災、洪水、テロ行為、統治行為、輸出又は輸入の遅延、制裁措置および通商停止などの事由を含むがこれに限定されるものではない不可抗力事象により、本契約に基づく責務と義務が履行不能、又は一部履行不能となった場合には、本契約に基づく義務の不履行とみなされないものとします。
- 7.8. 第三者への利益:** 明示されている場合を除き、本契約のいかなる条項は、本契約の当事者以外の如何なる者に対して利益を付与すること又はかかる者により施行可能とすることを意図したものではありません。
- 7.9. 贈収賄および汚職:** 両当事者は、本契約を締結することにより、英国贈収賄禁止法 (Bribery Act 2010) および米国対外不正支払い防止法 (Foreign Corrupt Practices Act 1977) 又は世界各国における同等な法規制、若しくは該当する改正法令の如何なるものに遵守することに同意するものとします。
- 7.10. 準拠法および裁判管轄地:** 本契約は、英国およびウェールズ地方の法律を準拠法とし、またそれに従って解釈されるものとします。また、本契約の当事者は、すべての疑義について、英国の裁判所の専属管轄権に服することに合意します。